解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十月十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十五日

鹿児島県枕崎市別府一三五七六番地
宗教法人浄信寺
清算人　早川　雪麿
連絡先　千葉県市原市姉崎九〇四番地一株式会社アオキ内　早川　雪麿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋四丁目三四七一番地、最後の住所栃木県真岡市上高間木一丁目七番地一ベルヴィ大塚A棟二〇二号
被相続人　亡　髙橋　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

栃木県宇都宮市小幡一丁目五番二三号　稲葉ビル二階　稲葉勉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　稲葉　幸嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町泊一七三番地、最後の住所富山県下新川郡朝日町泊五五五番地
被相続人　亡　松田　ひな

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

富山県魚津市釈迦堂一丁目一二番一八号魚津商工会議所ビル五階法テラス魚津法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹村真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町良川レ部三番甲地、最後の住所石川県鹿島郡中能登町良川ヌ部四番甲地
被相続人　亡　永滝　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

石川県七尾市大手町五番地三坂口ビル二階
堀江重尊法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀江　重尊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町東馬場ヌ部二〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石木　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

石川県七尾市大手町五番地三坂口ビル二階
堀江重尊法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀江　重尊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字常郷一五七五番地、最後の住所長野県飯山市大字常盤六八六番地二
被相続人　亡　髙橋　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

長野県飯山市大字飯山二二三四番地三
相続財産管理人　司法書士　吉越　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字静間一一四三番地、最後の住所長野県飯山市南町二三番地一七
被相続人　亡　田中　精司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

長野県飯山市大字飯山二二三四番地三
相続財産管理人　司法書士　吉越　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川縣金澤市尾張町一丁目一〇三番地、最後の住所不明
被相続人　亡　澤嵜　雪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

静岡県伊東市宮川町二丁目一番二七号
相続財産管理人　弁護士　東端　克博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北一丁目四三五番地、最後の住所東京都台東区寿二丁目一〇番二号日本エニック内
被相続人　亡　筒井　康次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

愛知県安城市三河安城本町一―二九―一六　三河安城法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　未央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区阿倍野元町五五番地、最後の住所兵庫県西宮市津田町二番二〇―七〇四号
被相続人　亡　澤田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号
相続財産管理人　弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市城東区東中浜五丁目六五七番地、最後の住所奈良市西大寺赤田町一丁目四番一〇―二一〇号
被相続人　亡　川本　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

奈良市高天町四三番地一　REBANGA
近鉄奈良駅高天町ビル二〇一号　しののめ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根縣簸川郡平田町大字久多見五三三番地、最後の住所不詳
被相続人　亡　平井　マツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日

島根県松江市浜乃木一丁目二二番八―一号
相続財産管理人　福田磨壽穂

第106期決算公告　平成29年3月15日

群馬県館林市栄町3番1号
正田醤油株式会社
代表取締役社長　正田　隆

貸借対照表の要旨（平成28年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,708,125
	固定資産	9,682,426
	合計	16,390,552
負債及び純資産の部	流動負債	6,727,166
	固定負債	5,565,381
	株主資本	4,098,005
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,401
	資本準備金	1,401
	利益剰余金	3,996,603
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,971,603
	（うち当期純利益）	(123,991)
	合計	16,390,552